



# 個人情報漏洩保険

業務過誤賠償責任保険普通保険約款 個人情報漏洩特約等

AIG 損保

高まるサイバー攻撃の脅威！  
情報漏えいやサイバーリスクに  
幅広く対応します

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

## AIG損害保険株式会社

TEL: 03-6848-8500(大代表)

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

# 業種や企業規模に関係なく攻撃の対象となり得る不正アクセスや情報漏えいのリスクに対し、4つのステップでトータルに企業をサポートします。

## 基本契約およびセットすることができる主なオプション契約

### 基本となる補償

個人情報漏洩特約  
(自動セット)

危機管理コンサルティング  
費用特約 (自動セット)  
オプション特約 あり (※1)

危機管理実行費用特約  
\*この特約をセットせずにご契約いただく  
こともできます。  
オプション特約 あり (※2)

### オプション特約

企業情報漏洩特約  
(1000万円、3000万円、個人情報漏洩同額)

サイバー攻撃対応費用特約  
オプション特約 あり (※3)

データ復元費用特約

セキュリティ賠償責任特約

労働者派遣事業賠償責任特約

海外担保特約

特許等知的財産権特約  
(1000万円、3000万円)

など

※1 危機管理コンサルティング費用倍額支払特約

※2 危機管理実行費用倍額支払特約/危機管理実行費用の自己負担割合不適用特約

※3 サイバー攻撃対応費用倍額支払特約

## CONTENTS

はじめに	01	保険のプラン	09
7つの特長	02	主な特約の特長	10
サイバーリスクに関するご参考データ等	03	ご注意事項	13
サイバー・情報漏えいリスクマップ	05	保険金のお支払いについて	14
補償イメージ	07	保険の概要	15

## 7つの特長

### 1 フォレンジック調査機関をご案内します

巧妙化、複雑化するサイバー攻撃の原因調査(デジタル・フォレンジック)を行える専門会社の数は限られており、新規申し込みの場合お断りされるケースもあります。「サイバー攻撃対応費用特約」(オプション特約)をセットすることで、調査費用の補償のみならずデジタル・フォレンジックの手配をお手伝いします。<sup>(注)</sup>  
(注) ご案内できることをお約束するものではありませんので、予めご了承ください。

POINT

サイバー攻撃は外部からの通報を受けて発覚するケースが約半数を占めています。この特約では取引先やクレジットカード会社などの外部からの通報であっても補償の対象となります。

### 2 「踏み台攻撃」された場合の損害賠償責任を補償

「セキュリティ賠償責任特約」(オプション特約)をセットすることで、貴社のコンピュータシステムがサイバー攻撃によって踏み台にされ、取引先など第三者がサイバー攻撃を受けて損害が発生した場合などの法律上の損害賠償責任を補償します。

### 3 クレジットカード番号等の漏えいによる賠償責任を補償

貴社が所有・使用・管理するクレジットカード番号、口座番号等が漏えいし、それらの番号が不正に使用されたことによって発生した経済的損害に対する法律上の損害賠償責任を補償します。  
(注) 貴社のECサイトなどに不正なコードを仕組まれ、貴社が所有・使用・管理していない利用者のクレジットカード情報などが不正に取得され利用された場合の貴社の損害賠償責任については、「セキュリティ賠償責任特約」(オプション特約)がセットされた場合に補償の対象となりますのでご注意ください。

### 4 データの復元・補修にかかる費用を補償

データ復元費用特約(オプション特約)をセットすることで、サイバー攻撃により失った電子情報の復元・補修・再作成にかかる費用を1,000万円を限度に補償します。

### 5 日本国外で行う業務、事故にも対応

海外での業務に起因する場合や日本国外でなされた損害賠償請求は「海外担保特約」(オプション特約)をセットすることで補償の対象となります。  
(注) アメリカ合衆国・カナダでなされた損害賠償請求は補償の対象となりません。

- 例えば① 外国人の個人情報を漏えいしてしまい、海外で訴訟を提起された。
- 例えば② 海外支店で所有・使用・管理している個人情報を漏えいしてしまった。

### 6 不正アクセスなどサイバー攻撃に起因する漏えいも補償

個人情報の入ったカバンの紛失などアナログな漏えい事故だけでなく、不正アクセスなどのサイバー攻撃を受けた結果、個人情報が漏えいした場合の法律上の損害賠償責任も補償します。

### 7 従業員の不正による漏えい、委託先での漏えいも補償

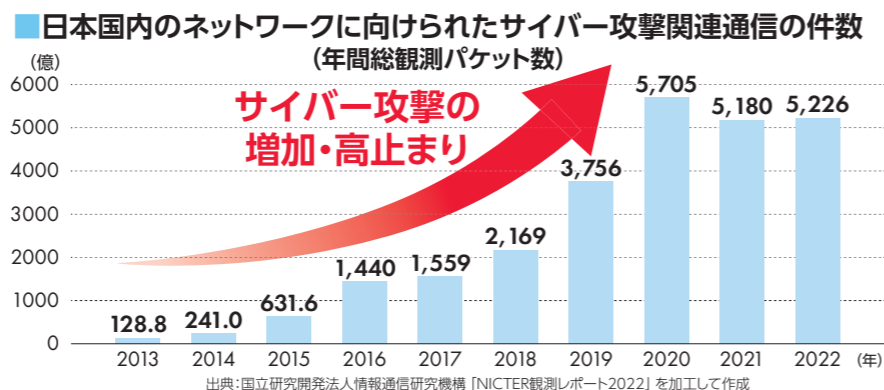
従業員による個人情報の不正な持ち出しなどによる漏えい、業務委託先での漏えいであっても補償の対象となります。  
(注) 従業員の不正行為による漏洩は補償の対象となりません。



## サイバー攻撃の脅威は高止まりしています

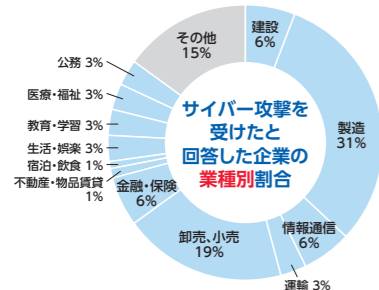
今このときも個人情報や企業の技術に関する情報が狙われています!

日本でもサイバー攻撃に関するニュースを目にすることが増えてきましたが、実際に日本国内のネットワークに向けられたサイバー攻撃関連通信の件数は年々増加・高止まりしています。



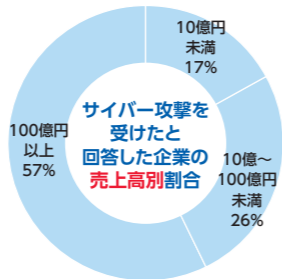
## 業種や企業規模はもはや関係ありません

あらゆる業種が狙われている



公的機関だけではなくあらゆる業種の企業が攻撃対象に

大企業だけでなく中小企業も



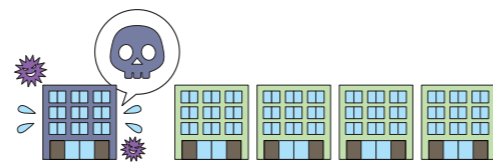
大企業だけでなく中小企業もサイバー攻撃の脅威にさらされています

サイバー攻撃の被害を受けたことがありますか?

中小企業の5社に1社が被害を経験

サイバー攻撃の被害を受けたことがあるという中小企業の経営者は825人中155人。サイバーリスクは身近なリスクといえます。

出典: 一般社団法人 日本損害保険協会「中小企業の経営者のサイバーリスク意識調査2019」



## サイバー攻撃の標的となってしまうと...

ひとたびサイバーセキュリティ事故が発生すると、原因調査や情報漏えいの被害者本人への対応のみならず、巨額の損害賠償責任を負うこともあります。



## 想定事故例

1



### クレジットカード情報を直接保有しないケース

顧客のクレジットカード情報は保有せず外部の決済代行会社のシステムを利用していましたが、不正アクセスにより顧客のクレジットカード情報が流出。その後クレジットカード会社から多額の損害賠償請求を提起された。

#### POINT

クレジットカード情報を直接扱うことがなくても、不正利用の責任を負うことがあります。決済ページ等からクレジットカード情報を盗み出す「フォームジャッキング」という手口・攻撃があります。

2



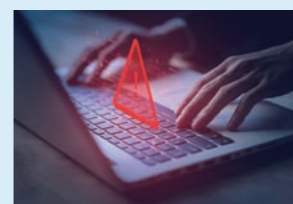
### 原因調査に時間を要してしまい信頼を失った

取引先からの通報でサイバー攻撃が発覚した。被害者や関係各所への報告をしなければならず、ネットで探し出したフォレンジック調査機関に連絡するも3か月待ちとされ初期対応が遅れた結果、被害が拡大した。

#### POINT

サイバー攻撃の原因調査には高いスキルと専門性が不可欠である一方で、多忙を極めるフォレンジック調査機関では一見さんお断りとなるケースもあるようです。

3



### 従業員のメールが乗っ取られ、犯罪に巻き込まれた!?

標的型メール攻撃で従業員メールアドレスが乗っ取られた。その後、その従業員を装ったメールで取引先が攻撃され、取引先が保有する機密情報が盗取された。

#### POINT

自社では重要な情報を取り扱うことがなくとも、取引先への攻撃の踏み台にされ意図せず犯罪の片棒を担がれることもあります。

4



### 原因調査に多額の費用が発生したケース

サイバー攻撃が発覚しフォレンジック調査機関に原因調査を依頼したが、その原因調査に1,200万円の多額の費用がかかることが判明。社内の決裁にも時間がかかり初期対応に手間を要した。

#### POINT

デジタル・フォレンジックと言われる原因調査の費用はPC1台あたり100~200万円、サーバ1台300~400万円が目安です。

# サイバー・情報漏えいリスクマップ

気になるリスクはございますか？

厳格な  
情報管理が  
求められる時代

企業を取り巻く  
環境の変化

アナログ時代の情報漏えいといえ ば…

- ▶情報の持ち出し
- ▶カバンの置き忘れ
- ▶書類の紛失
- ▶パソコンの盗難

もしも、サイバー攻撃を受け、**銀行借入か手元資金**  
個人情報を漏えいしてしまったら… **それとも…**

個人情報を1件でも漏えいさせると企業は事故対応を迫られます。対応を誤ると、企業のイメージの低下や取引先からの取引停止などにもつながりかねません。

## デジタル時代の4大リスク

### 企業秘密などの漏えい



従業員が取引先の重要な営業秘密を他社に売っていたことが発覚した。



その①

### リモートワーク中の私用パソコン



在宅勤務中だった社員の私用PCがサイバー攻撃を受け、会社が保有する個人情報が漏えいした。



その②

### ネット販売普及などによるクレジットカード番号の漏えい

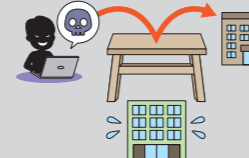


ECサイトがサイバー攻撃を受け、利用者のクレジットカード情報が大量に漏えいし、不正に使用された。



その③

### 踏み台などのサイバー攻撃



従業員のPCが標的型メール攻撃で乗っ取られ、知らぬ間に取引先へのサイバー攻撃の踏み台とされてしまった。



その④

## 費用

サイバー攻撃を受け、個人情報10万件を漏えいしてしまった場合の想定損害額は？

- ▶デジタル・フォレンジック費用 (PC5台、サーバ2台の場合) : PC1台100万円×5台、サーバ1台300万円×2台、その他100万円= 1,200万円
  - ▶被害者対応など専門家コンサルティング費用 : 500万円
  - ▶コールセンター委託費用 : 1,000万円
  - ▶謝罪広告費用 : 1,200万円 (注)
  - ▶お詫び状作成・送付にかかる費用 : 2,000万円
- 合計 5,900万円**

(注) 全国紙5紙、地方新聞1紙に2段2/1で掲載した場合の費用を想定 (弊社調べ)

## 賠償

- ・損害賠償金
- ・弁護士費用など争訟費用

過去の判例から一人当たり5,000円程度の賠償金が予想されます。万一、10万人のうち20%の2万人から損害賠償請求を受ければ1億円になります。

- ▶損害賠償金 1億円
  - ▶弁護士費用 1,400万円 (注3)
- 合計 1億1,400万円**

(注3) 旧「日本弁護士連合会弁護士報酬等基準」を参考

他にも下記のようなリスクが表面化した場合、**想定損害額 (賠償責任額) が増加することもあります。**

### 個人情報を受託することによる求償リスク

委託元である取引先から受託した個人情報を漏えいさせてしまった場合、直接被害者対応するのは取引先となります。取引先が負担した被害者への損害賠償金や事故対応の費用について賠償請求 (求償) されることがあります。

### セキュリティ賠償責任リスク

セキュリティ対策の隙をつかれてサイバー攻撃の踏み台とされるリスクが高まっています。

### クレジットカード番号漏えいの賠償責任リスク

EC取引全盛のいま、クレジットカード番号が狙われています。

### 企業情報漏えいの賠償責任リスク

個人情報だけでなく企業秘密など企業情報の漏えいリスクにも注意が必要です。

## ご参考データ等のご紹介

### 情報セキュリティ 10大脅威 (2023)

順位	組織
1位	ランサムウェアによる被害
2位	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃
3位	標的型攻撃による機密情報の窃取
4位	内部不正による情報漏えい
5位	テレワーク等のニューノーマルな働き方を狙った攻撃
6位	修正プログラムの公開前を狙う攻撃 (ゼロデイ攻撃)
7位	ビジネスメール詐欺による金銭被害

出典: 独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) 「情報セキュリティ 10大脅威 2023」 [組織編]

サイバー攻撃を受けたその日から  
待たなしの対応が迫られるデジタル・フォレンジックの実態

PC1台 **100万円**  
サーバ1台 **300万円**

仮にPC5台とサーバ2台の調査となれば**1,000万円を超える費用**を要する可能性があります。弊社調べ

**3か月待ち**

デジタル・フォレンジックを行える専門会社は数も少なく、一見さんだとお断りされるケースも。調査が遅れる事による信用の失墜が深刻なダメージとなることもあります。弊社調べ

個人情報保護委員会への報告と  
本人への通知を要する漏えい事案の例

- 従業員の健康診断の結果を含む個人データが漏えい
- サイバー攻撃による個人データの漏えい
- クレジットカード番号を含む個人データの漏えい

POINT

サイバー攻撃が原因となる個人データの漏えいは**1件でも報告と通知が義務付けられており、早急な対応が求められます。**

**総額 (費用 + 賠償)**  
**1億7,300万円**

上記は弊社調べによる想定損害額であり、実際の損害額は個別の事案により異なります。

具体的な解決策をご確認ください

はじめに

7つの特長

サイバーリスクに  
関するご参考データ等

サイバー・情報漏えい  
リスクマップ

補償イメージ

保険のプラン

主な特約の特長

1つ注意事項等

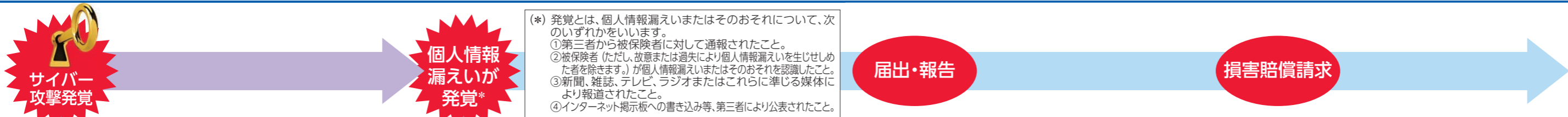
保険の概要

6

5

# 補償イメージ

サイバー攻撃が発覚したときから4つのステップでトータルに企業をサポート!



サイバー攻撃発覚

個人情報漏えいが発覚\*

届出・報告

損害賠償請求

(\*) 発覚とは、個人情報漏えいまたはそのおそれについて、次のいずれかをいいます。  
 ① 第三者から被保険者に対して通報されたこと。  
 ② 被保険者（ただし、故意または過失により個人情報漏えいを生じせしめた者を除きます。）が個人情報漏えいまたはそのおそれを認識したこと。  
 ③ 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体により報道されたこと。  
 ④ インターネット掲示板への書き込み等、第三者により公表されたこと。

## サイバー攻撃対応費用特約

Step 0 一刻を争うサイバー攻撃への初期対応

### サイバー攻撃対応費用補償

サイバー攻撃を受けた場合、セキュリティの専門家による初期対応が重要です。

セキュリティ・コンサルティング会社をご案内し、サイバー攻撃を受けたパソコンなどのデータを保全・解析して原因や情報漏えいの影響範囲を調査するデジタル・フォレンジックを支援し、その費用を補償します。

項目	作業の概要
被害状況の把握	・被害状況のヒアリング ・情報収集
被害拡大防止	・脅威からの隔離 ・国内外調査機関への対応依頼
証拠保全	・ハードディスクの複製作成
保全された証拠の調査	・ログの解析 ・情報漏えいの影響範囲の解析

また、再発防止のためのセキュリティ対策に関するアドバイスに要した費用を補償します。

## 海外担保特約 危機管理全世界と

コンサルティングや危機管理実行費用の補償を含め、保険適用地域を一部の地域を除くことができます  
 ▶詳細は12および21ページをご参照ください。

## 危機管理コンサルティング費用特約

Step 1 情報漏えいへの初期対応

### 危機管理コンサルティング費用補償

漏えい事故が起こった場合、初期対応が重要です。

個人情報漏えいまたはそのおそれが発覚した場合には、初期対応を効果的に行うためのコンサルティングサービスを利用するのにあたり、発覚後180日以内に要した費用を補償します。

危機管理コンサルティングの目的は、事故後に関係者に対し迅速かつ確かな初期対応を行うためのアドバイスを提供することで、企業イメージ（ブランディング）を含めた貴社の損失を最小化することです。

(注) 危機管理コンサルティングは、弊社が承認する危機管理コンサルティング機関が行います。

#### コンサルティング例

- ▶ **事故情報の収集**  
事故が起きてしまったら、まずは正確な状況をスピーディーに確認する必要があります。何が必要で、どこがポイントか、経験を基にアドバイスします。
- ▶ **行政対応**  
行政機関に対する報告書作成をサポートします。
- ▶ **被害者対応**  
被害者に対するお詫び文の書き方などに対するコンサルティングをします。
- ▶ **公表対応**  
自社ホームページ上での適切な事実説明や経過報告のコンサルティングに加え、謝罪広告を出すべきか、記者会見を開くべきかなどのアドバイスをします。

## 危機管理実行費用特約

Step 2 高額な費用への対応

### 危機管理実行費用補償

事故後の対応には高額の費用が発生します。

危機管理コンサルティングに基づき関係者への対応を実行するために発覚後180日以内に要した次の費用を補償します。

- 【発動の要件】
- 公的機関（官公庁・警察など）への文書による届出または報告
  - マスメディア・インターネット等の媒体による報道

#### コンサルティングの結果

- ▶ **漏えい事故の対応費用**
  - 弁護士相談費用\*1
  - 事故原因を調査するための費用
  - コールセンターへの委託や電話回線の増設にかかる費用
  - 新聞への謝罪広告掲載費用
  - 記者会見を開催するための費用
  - 人件費\*2
  - お詫び状の作成・送付にかかる費用
  - 見舞金・見舞品費用\*3
  - 見舞金・見舞品送付費用

\*1 「弁護士相談費用」は、顧問弁護士・社内弁護士に対して定期的に支払われる報酬分は補償の対象となりません。  
 \*2 「人件費」は、従業員の超過人件費、臨時に生じた通勤交通費、超過勤務に伴う宿泊費などが対象になります。  
 \*3 「見舞金・見舞品費用」は1被害者につき500円を限度にお支払いします。

**想定事故例**  
自社のサーバがサイバー攻撃を受け、保存していた顧客の個人情報が漏えいした。

問い合わせ等に対応するためコールセンターを外部委託し、お詫び状を作成し被害者に送付した。

コールセンター委託費用 お詫び状の送付費用 **約3,000万円**  
 個人情報が10万件漏えいした場合の想定です。

## 個人情報漏洩特約

Step 3 損害賠償請求への対応

### 賠償金・争訟費用補償

損害賠償金や弁護士費用など十分な備えが必要です。

被害者や委託元から損害賠償請求（求償）された場合に、損害賠償金および争訟費用を補償します。

さまざまな賠償リスクに対応するために  
**補償を拡大する  
 充実のオプション特約**



#### セキュリティ賠償責任特約

自社のPCなどを踏み台として取引先など第三者に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。



#### 企業情報漏洩特約

第三者の企業秘密等を漏えいしてしまった場合の法律上の賠償責任を補償します。

## 平時のリスクマネジメント 平時にはサイバー攻撃に関するリスクマネジメントサービスを提供しリスクの低減をサポートします

### AIG損保のリスクマネジメントサービス

- 体験型ワークショップ・サービス** (注) 10~20名程度のグループでサイバー攻撃を疑似体験。グループ内で議論する体験型ワークショッププログラムです。
- サイバーリスク簡易診断サービス** (注) 企業のセキュリティ対策強化のポイントについてアドバイスするサービスです。

(注) 本サービスは予告なく変更、中止または終了することがありますのであらかじめご了承ください。

はじめに  
 7つの特長  
 サイバーリスクに関する参考データ等  
 サイバー・情報漏えい  
 リスクマップ  
 補償イメージ  
 保険のプラン  
 主な特約の特長  
 注意事項等  
 保険の概要

解決へ



充実の  
オプション特約 **3**

## セキュリティ賠償責任特約

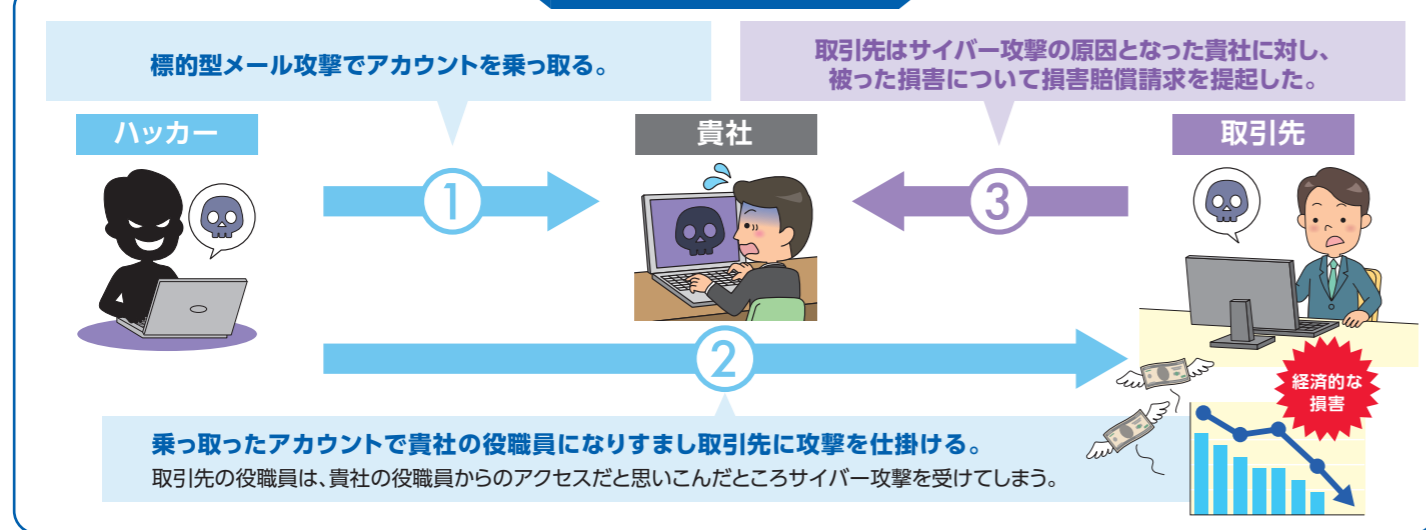
サイバー攻撃に起因して取引先などに損害を与え、損害賠償請求された場合に補償します。

支払限度額	個人情報漏洩特約の支払限度額と同額 (1請求・保険期間中、個人情報漏洩特約の支払限度額に含まれます)
自己負担額	保険証券記載の金額
お支払いする保険金	①損害賠償金 ②争訟費用

【豆知識】

セキュリティ対策が強い大企業に直接攻撃を仕掛けるのではなく、標的とする大企業と取引のある、セキュリティ対策が不十分な中小企業などのシステムに侵入し、そこを踏み台にして本来の標的である大企業を攻撃する手法がとられることが多いと考えられます。

「踏み台」事故イメージ



充実の  
オプション特約 **4**

## 企業情報漏洩特約

一般に公開されていない第三者の企業秘密などの企業情報を漏えいし、損害賠償請求された場合に補償します。

支払限度額	①1,000万円 ②3,000万円 ③個人情報漏洩特約の支払限度額と同額 (1請求・保険期間中、個人情報漏洩特約の支払限度額に含まれます)
自己負担額	なし
お支払いする保険金	①損害賠償金 ②争訟費用

想定事故例

【サイバー攻撃による盗取】

新型の記録媒体を大手取引先と業務提携で開発中、社員のPCが標的型メール攻撃を受け重要な小型化技術の情報が盗取されてしまった。結果、大手取引先は新商品の発売を中止せざるを得なくなり、新商品で得るはずだった利益や開発コストなどについて損害賠償を請求された。

【元社員による転職先への漏えい】

共同開発でレシピの開発を進めていたところ、自社のリーダーが突然の退職。その後、退職したリーダーから情報が漏えいし、競合他社が似たようなレシピを安価で発表した。その結果プロジェクトは中断し、共同開発の相手から、開発に要したコストなどについて損害の賠償を求める訴訟を提起された。

▼ このような企業情報の取り扱いはありませんか？ ▼

分類	企業情報の例
リスト類	●法人顧客リスト ●取引先リスト
営業情報	●契約・取引の内容 ●価格情報 ●新商品・サービスに関する情報 ●営業ノウハウ
技術情報	●製造方法 ●実験データ ●研究開発情報 ●設計図・デザイン ●各種マニュアル類
	<p><b>建設業の場合</b> 強度・構造計算書や発注書などの流出は具体的な数字が記載されているので特に取扱いにはより厳重な管理が求められます。</p> <p><b>製造業の場合</b> 製造ラインの配置・図面や実験過程のラボノートなどの企業秘密は、その情報が生み出す経済的価値を把握しておくことも重要です。具体的な開発の過程が記録されている場合など、その取扱いには特に厳重な管理が求められます。</p>
その他	●販売戦略・計画 ●決算情報 ●訴訟に関する情報

充実の  
オプション特約 **5**

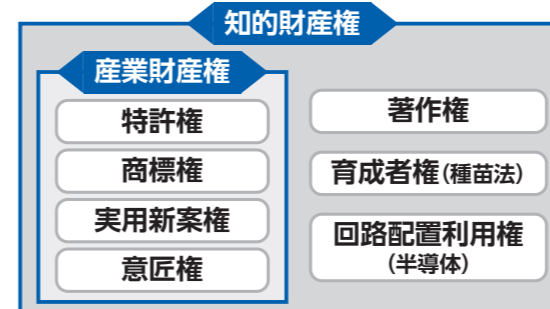
## 特許等知的財産権特約

企業活動における第三者の知的財産権侵害のリスクを補償します。

支払限度額	①1,000万円 ②3,000万円 (1請求・保険期間中、個人情報漏洩特約の支払限度額に含まれます)
自己負担額	なし
お支払いする保険金	①損害賠償金 ②争訟費用

この特約で対象となる知的財産権

知的財産権の中には様々な種類の権利が存在します。



想定事故例

CASE 1 (特許権)

A社が製造・販売した商品が、B社商品の特許権を侵害しているとして、B社から本来得られるはずであった利益についての損害賠償請求訴訟を提起された。

CASE 1-2 (特許無効審判)

提訴された損害賠償請求訴訟への対抗措置として、B社が主張する特許権はそもそも新規性、進歩性等に欠如があり誤って特許されたとの主張を行う「特許無効審判請求」を行った。

CASE 2 (意匠権)

海外企業が製造した小型家電をC社が輸入・販売したところ、形状など意匠権の侵害があったとして、国内の大手家電メーカーD社から損害賠償請求訴訟を提起された。

CASE 3 (商標権)

店舗の看板が全国チェーンE社の看板の商標権を侵害しているとして、E社から本来得られるはずであった利益についての損害賠償請求訴訟を提起された。

この特約のPOINT

- POINT 1 特許権を含め知的財産権侵害リスクを幅広く補償!**  
特許権侵害など日本国内において他人の知的財産権を侵害したとして損害賠償請求手続がなされた場合の損害賠償金・争訟費用などを幅広く補償します。
- POINT 2 損害賠償請求手続の防御のために行う無効審判請求時の弁護士費用を含め、損害賠償金だけでなく争訟費用も補償の対象!**  
知的財産権訴訟は長期化することも少なくありません。高額化する争訟費用(弁護士費用など)も補償の対象なので安心です。
- POINT 3 差止請求にも対応!**  
自社の商品などが他人の知的財産権を侵害しているとして差止めを請求されるケースが存在します。この特約は差止請求に対応する争訟費用(弁護士費用など)も補償します。  
(注) 税関による輸入差止めに対応する争訟費用を除きます。

充実の  
オプション特約 **6**

## 海外担保特約

この特約をセット(注1)することで、保険契約者および保険証券記載の子会社が日本国外で行う業務もこの保険の対象業務とします。(注2)(注3)

(注1) この特約をセットした場合であっても、特許等知的財産権特約(1000万円)および特許等知的財産権特約(3000万円)には、この特約は適用されません。  
(注2) アメリカ合衆国・カナダでなされた損害賠償請求は補償の対象となりません。  
(注3) 被保険者となる子会社に、海外子会社を追加することはできません。

想定事故例

- 外国人の個人情報を漏えいしてしまい、海外で訴訟を提起された。
- 海外支店で所有・使用・管理する個人情報を漏えいしてしまっ。

このような場合に適切な初期対応を行うためのコンサルティング機関をご紹介します。現地での危機管理対策に要した費用をカバー。海外で訴訟となった場合に損害賠償金や争訟費用を補償します。

▶ 詳細は21ページをご参照ください。

## ご注意事項

### ご契約時にご注意いただくこと

#### ■ご契約にあたって

- ◆保険料は貴社の業務の内容、直近会計年度（1年間）の売上高等により算出します。
- ◆お見積りにあたっては、次のいずれかの書類の写しをご用意ください。
  - ①直近会計年度（1年間）の損益計算書
  - ②直近会計年度（1年間）の青色申告決算書
  - ③直近会計年度（1年間）の法人事業概況説明書など
- ◆質問書およびリスク診断シートをご提出いただく場合があります。

#### ■告知義務

ご契約者または被保険者になる方には、ご契約を締結いただく際、申込書記載事項（保険契約申込書およびご契約の締結にあたってご提出いただく付属書類の記載事項をいいます。）について、弊社に事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があります。特に申込書で※を表示した項目への記載はご注意ください。告知義務の対象となる主な項目は、次のとおりです。

主な告知事項
①保険の対象業務の内容
②保険料の算出基礎（売上高、生徒数・児童数、病床数 など）
③同様の補償を提供する他の保険契約（共済を含みます。）の有無およびその内容（他の保険契約）
④過去3年間における、この契約において補償の対象となる事故の有無およびその内容（過去の事故歴）

なお、故意または重大な過失により、申込書記載事項について弊社に知っている事実を告げなかった場合や事実と異なることを告げた場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

### ご契約後にご注意いただくこと

#### ■通知義務

ご契約者または被保険者には、ご契約の後、通知事項（申込書記載事項のうち、通知義務の対象として保険証券に※を表示した項目をいいます。ただし、「他の保険契約」および「過去の事故歴」を除きます。）に変更が生じる場合は、事前に取扱代理店・扱者または弊社にご連絡のうえ、変更の承認請求を行っていただく義務（通知義務）があります（事前に変更の事実を確認できない場合は、遅滞なく、ご連絡いただく義務があります）。通知義務の対象となる主な項目は、次のとおりです。

主な通知事項
①保険の対象業務の内容
②保険料の算出基礎（売上高、生徒数・児童数、病床数 など）

弊社では、ご通知いただいた内容に基づき、ご契約の変更承認を行います。この場合、保険料の返還または追加請求をさせていただきます場合があります。追加保険料が発生する場合は、契約内容の変更と同時に払い込みください。追加保険料が払い込まれない場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

なお、通知事項にかかる変更のご連絡がない場合や遅れた場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、この保険の対象となる危険が著しく増加した場合などにおいては、ご契約を解除させていただくことがあります。

### その他

#### ■告知・通知の受領権および契約締結の代理権

弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結にあたり、告知・通知を受領する権限および保険契約締結の代理権を有しています。

## 保険金のお支払いについて

### 個人情報漏えいが発覚した場合

個人情報漏えいが発覚した場合は、個人情報漏えいの状況（漏えいした日時、原因、個人情報の件数・内容、漏えいが発覚した日時・態様など）を、損害賠償請求された場合はその内容（損害賠償請求された日、損害賠償請求者の氏名、損害賠償請求の理由、損害賠償請求額など）を、損害賠償請求されるおそれのある状況を知った場合は予想されるその内容を、遅滞なく、取扱代理店・扱者または弊社にご連絡のうえ、その後の対応についてご相談ください。また、損害の発生および拡大の防止に必要な手段を講じるとともに、他人に損害賠償請求・求償することができる場合には、その権利の保全・行使に必要な手続きを行ってください。なお、損害賠償請求者との間で損害賠償額などを決定（示談）される場合、その他費用を支出される場合には、事前に弊社の書面による同意が必要です。

正当な理由がなくこれらの手続きを怠った場合には、それによって弊社が被った損害の額および発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額などを差し引いて保険金をお支払いします。

### 保険金のお支払いまでの流れ

個人情報漏えいの発覚から保険金のお支払いまでの一般的な流れは以下のとおりです。

なお、お客さまのご契約内容、個人情報漏えいの状況によっては異なる流れとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### Step1 個人情報漏えいの発覚のご連絡など【お客さまに行ってください】

- 個人情報漏えいが発覚した場合または損害賠償請求された場合は、まずは損害の拡大の防止に努めてください。また、損害賠償請求されるおそれのある状況を知った場合は、損害の発生防止に努めてください。
- 個人情報漏えいの状況（漏えいした日時、原因、個人情報の件数・内容、漏えいが発覚した日時・態様など）を取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
- 損害賠償請求された場合は損害賠償請求の内容、損害賠償請求されるおそれのある状況を知った場合は、予想される損害賠償請求の内容について、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
- 他人に損害賠償請求・求償することができる場合は、権利の保全・行使に必要な手続きを行ってください。

#### 事故対応についてのアドバイス、必要書類のご案内【弊社が行うこと】

- お客さまのご契約内容を確認し、補償の内容をご案内します。
- 今後の対応についてアドバイスをさせていただきます。
- 保険金請求に必要な書類についてご案内します。
- ※個人情報漏えいの内容を確認のうえ、危機管理コンサルティングサービスをご案内します。

#### Step2 必要書類のご手配・ご提出【お客さまに行ってください】

- 損害賠償責任およびその損害額を証明する書類など、保険金請求に必要な書類をご用意いただき、弊社にご提出いただけます。

#### Step3 相手方との示談【お客さまに行ってください】

- 弊社は損害賠償請求者との示談、調停等の法律行為を行うことはできませんが、示談の進め方や示談内容等について、アドバイスをさせていただきます。示談交渉はお客さまご自身で進めていただけます。
- 損害賠償請求者（被害者など）との間で損害賠償額などを決定（示談）される場合、その他費用を支出される場合には、事前に弊社の書面による同意が必要です。

#### ご請求内容の確認【弊社が行うこと】

- 保険金をお支払いするために必要な確認をします。
- ご提出いただいた書類をもとに、お支払いする保険金の額を算出し、保険金をお支払いします。

#### Step4 保険金のお受取り【お客さまに行ってください】

- お支払金額、お支払先などをお客さまへ書面でご案内いたしますので、ご確認をお願いします。

## 各特約の共通項目

保険の補償を受けられる方（被保険者）	この保険の対象業務	支払限度額の適用	保険金をお支払いできない主な場合
①保険契約者および子会社（注） ②保険契約者および子会社（注）の現在および過去の代表者、役員等 ③保険契約者および子会社（注）の従業員 ④保険契約者または子会社（注）に派遣された派遣社員 ⑤保険証券に記載された者 ⑥上記②および③に該当する被保険者の相続人および遺産に関する代理人 （注）保険証券に記載された子会社のみ対象となります。	保険契約者および保険証券記載の子会社が行う業務をいいます。ただし、保険証券の施設・事業所明細書に施設または事業所が記載されている場合は、その施設または事業所において行う業務に限ります。	●保険期間を通じて、個人情報漏洩特約およびセットされる他の特約の支払対象となる損害に対する保険金を合算して、個人情報漏洩特約の支払限度額を限度として、保険金をお支払いします。 ●同一の原因から発生した、個人情報漏洩特約、企業情報漏洩特約（1000万円）、企業情報漏洩特約（3000万円）、企業情報漏洩特約（個人情報漏洩同額）およびセキュリティ賠償責任特約ならびにこれらの特約にセットされる他の特約の保険金支払事由については、それらの保険金支払事由のうち、最初に発生した保険金支払事由について保険金が支払われる保険契約の個人情報漏洩特約の支払限度額を限度として、保険金をお支払いします。	①被保険者の代表者、役員の故意または犯罪行為（注1） ②戦争、戦争の過程で行われた国家関与型サイバー攻撃等（注2） ③この保険契約に基づく補償の提供、保険金の支払または便宜の提供によって、弊社または弊社の親会社もしくは最終的支配会社が、国際連合決議による制裁、禁止もしくは制限または日本国、ヨーロッパ連合（EU）もしくはアメリカ合衆国の通商・経済制裁に関する法令もしくは規則に抵触する場合 （注1）特許等知的財産権特約（1000万円）および特許等知的財産権特約（3000万円）においては、従業員等の故意または犯罪行為の場合も保険金をお支払いできません。 （注2）特許等知的財産権特約（1000万円）および特許等知的財産権特約（3000万円）については、「戦争、テロ行為等」と読み替えます。

補償	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	支払限度額・ 免責金額（自己負担額）など ※支払限度額は、1請求・保険期間中の支払限度額です。	保険金をお支払いできない 主な場合
<b>個人情報漏洩特約 （基本となる補償）</b> *自動でセットされます。	被保険者が日本国内で行うこの保険の対象業務に係わり所有、使用または管理する個人情報（注）を漏えいしたことにより、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が最初になされた場合に保険の対象となります。 （注）個人情報とは、個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録（※1）に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号（※2）を除きます。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含まず。） （※1）電磁的記録とは、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいいます。）で作られる記録をいいます。 ②個人識別符号（※2）が含まれるもの （※2）個人識別符号とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいいます。 ア. 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの イ. 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの	<b>○損害賠償金</b> 被保険者に対する判決または同意を得て承認した和解に基づいて支払うべき法律上の損害賠償額をいいます。 <b>○争訟費用</b> 損害賠償請求に関する調査、保険者が負担した合理的な報の内部諸経費および時間費用をいいます（被保険者自身は除きます）。 防衛、査定、和解および上訴において、被保険者および費用をいいます（被保険者自身は除きます）。 請求に関して、代表者、役員等または従業員が証人として裁判所に出ず。	○ご契約時に設定いただく支払限度額、免責金額（自己負担額）および自己負担割合（注）が適用されます。 （注）自己負担割合とは、被保険者にご負担いただく一定の割合をいいます。 ○第三者が支出した見舞金・見舞品費用（1被害者につき500円限度）に対して被保険者が負担する損害賠償金の合計額は、保険期間を通じて、次の金額を限度とし、支払限度額に加算して支払われません。 ①支払限度額が3億円未満の場合 支払限度額または5,000万円のいずれか低い額 ②支払限度額が3億円以上の場合 支払限度額の10分の2または1億円のいずれか低い額 ※セキュリティ賠償責任特約がセットされる場合は、この特約にて見舞金等の損害賠償金に対して支払う保険金の合計額と、セキュリティ賠償責任特約にて見舞金等の損害賠償金に対して支払う保険金の合計額との合算額は、保険期間を通じて、上記の金額を限度とします。 ○裁判所出頭費用は、1日につき、次の金額（定額）をお支払いします。 ①代表者、役員等 50,000円 ②従業員 25,000円 （注）裁判所出頭費用には免責金額（自己負担額）を適用しません。	主に次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①身体の障害 ②財物の損壊（ただし、財物の紛失または盗難に起因して生じた個人情報漏えいに対する損害賠償請求は補償の対象となります。） ③契約上加重された責任・保証（損害賠償の予定を含みます。） ④日本国外においてなされたもしくは係属している損害賠償請求、または日本国外で取得した判決に基づく損害賠償請求（特約のセットにより、一部補償の対象となります。） ⑤法人その他の組織または団体の名誉毀損、信用毀損、風評またはブランド劣化 ⑥株主代表訴訟 ⑦知的財産権の侵害（特約のセットにより、一部補償の対象となります。） ⑧保険期間の開始日前に発覚した個人情報漏えい ⑨第三者が商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更したこと。 ⑩被保険者が労働者派遣事業を行っている場合、派遣労働者が派遣先で行った行為（特約のセットにより、一部補償の対象となります。） ⑪被保険者役員が第三者に個人情報を提供し、または個人情報の取扱いを委託したことが個人情報漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求 ⑫金融商品取引に起因する損害賠償請求 ⑬被保険者の支払不能または倒産 ⑭親会社または子会社からの損害賠償請求（ただし、親会社または子会社に対して第三者からなされた損害賠償請求の求償分については、一部補償の対象となります。） ⑮回収および廃棄に伴う費用 ⑯恐喝金または法令上保険が適用できない事項 など
<b>危機管理コンサルティング 費用特約 （基本となる補償）</b> *自動でセットされます。	被保険者が日本国内で行うこの保険の対象業務に係わり所有、使用または管理する個人情報の漏えいまたはそのおそれ（弊社がそのおそれがあることを承認した場合に限ります。）が発覚（注）した場合に、被保険者が負担する危機管理コンサルティング費用に対して、保険金をお支払いします。 ※危機管理コンサルティング費用が発生した後に、個人情報が漏えいしていなかったなど、この保険で補償の対象とならないことが判明した場合においても、判明した時まで発生した危機管理コンサルティング費用に限り、保険金をお支払いします。 ※保険期間中に個人情報漏えいまたはそのおそれが発覚した場合に保険の対象となります。 （注）発覚とは、個人情報漏えいまたはそのおそれについて、次のいずれかをいいます。 ①第三者から被保険者に対して通報されたこと。 ②被保険者（ただし、故意または過失により個人情報漏えいを生じせしめた者を除きます。）が個人情報漏えいまたはそのおそれを認識したこと。 ③新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体により報道されたこと。 ④インターネット掲示板への書き込み等、第三者により公表されたこと。	<b>○危機管理コンサルティング費用</b> 弊社が事前に承認した危機管理コンサルティング機関が、個人情報漏えいまたはそのおそれの発覚による悪影響を管理および最小化する目的で日本国内で被保険者に提供する危機管理サービスに関して生じた必要と認められたものをいいます。ただし、次の費用を除きます。 <b>【補償の対象とならない費用】</b> ①原因調査または事実確認に要した費用 ②見舞金・見舞品費用 ③お詫び広告掲載費用、郵券代 ④漏えいした個人情報の回収に要する費用 ⑤法律上の損害賠償責任を負担することによって被る費用 ⑥争訟に要する費用（弁護士報酬を含みます。） ⑦記者会見の開催に要する費用 ⑧第三者からの強要金 ⑨被保険者の人件費その他	○この特約の支払限度額は、500万円です。 ○個人情報漏えいが発覚した日からその日を含めて180日以内に発生した危機管理コンサルティング費用が補償の対象です。 ○免責金額（自己負担額）および自己負担割合は適用しません。	主に次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険期間の開始日前に発覚した個人情報漏えいまたはそのおそれ ②財物の損壊（ただし、財物の紛失または盗難に起因して個人情報漏えいした場合は補償の対象となります。） ③被保険者が労働者派遣事業を行っている場合、派遣労働者が派遣先で行った行為（特約のセットにより、一部補償の対象となります。） など

# 保険の概要

補償	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	支払限度額・ 免責金額（自己負担額）など ※支払限度額は、1請求・保険期間中の支払限度額です。	保険金をお支払いできない 主な場合
<b>危機管理コンサルティング費用倍額支払特約（オプション特約）</b>	危機管理コンサルティング費用特約と同じです。	危機管理コンサルティング費用特約と同じです。	○危機管理コンサルティング費用特約の支払限度額を倍額（1,000万円）とします。 ○その他については、危機管理コンサルティング費用特約と同じです。	危機管理コンサルティング費用特約と同じです。
<b>危機管理実行費用特約</b> ※この特約をセットせずにご契約いただくこともできます。	被保険者が日本国内で行うこの保険の対象業務に係わり所有、使用または管理する個人情報の漏えいまたはそのおそれ（弊社がそのおそれがあることを承認したことに限り、）が発覚（注）した場合に、被保険者が負担する危機管理実行費用に対して、保険金をお支払いします。 ※保険期間中に個人情報漏えいまたはそのおそれが発覚した場合に保険の対象となります。 ただし、次のいずれかの要件が満たされることを条件とします。 ①保険契約者が個人情報漏えいまたはそのおそれについて公的機関（所管する行政機関およびこれらに準じると弊社が認めた機関）に対して文書により届出または報告されること。 ②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他類似の媒体により報道されること。 （注）危機管理コンサルティング費用特約の発覚の定義に従います。	<b>○危機管理実行費用</b> 弊社が事前に承認した危機管理サービスの直接の結果として、おそれの発覚による悪影響をいいます。 ①弁護士相談費用（ただし、定額または提起されることに限り、） ②原因調査費用（ただし、個人情報漏えい発生した場合に限り、） ③従業員の法定外残業、休日出勤等、みなし手当等を除き、過勤務に伴う宿泊費 ④電話回線の増設費用、無料通話センター会社に委託する費用 ⑤お詫び状の作成・送付費用 ⑥見舞金・見舞品費用（ただし、かつ、1被害者につき500円） ⑦見舞金・見舞品送付費用（ただし、個人情報漏えい発生した場合に限り、） ⑧新聞に謝罪広告を掲載する費用 ⑨記者会見の開催に要する費用	○この特約の支払限度額は、5,000万円または個人情報漏洩特約の支払限度額の10分の1のいずれか低い金額です。 ○個人情報漏えいまたはそのおそれが発覚した日からその日を含めて180日以内に生じた危機管理実行費用が補償の対象です。 ○10%の自己負担割合が適用されます。 【支払例】 損害の額：500万円 自己負担割合：10% 支払保険金=500万円×（100%-10%）=450万円 ○免責金額（自己負担額）は適用しません。	主に次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険期間の開始日前に発覚した個人情報漏えいまたはそのおそれ ②財物の損壊（ただし、財物の紛失または盗難に起因して個人情報漏えいした場合は補償の対象となります。） ③被保険者が労働者派遣事業を行っている場合、派遣労働者が派遣先で行った行為（特約のセットにより、一部補償の対象となります。） など
<b>危機管理実行費用倍額支払特約（オプション特約）</b>	危機管理実行費用特約と同じです。	危機管理実行費用特約と同じです。	○危機管理実行費用特約の支払限度額を倍額（1億円または個人情報漏洩特約の支払限度額の10分の2のいずれか低い金額）とします。 ○その他については、危機管理実行費用特約と同じです。	危機管理実行費用特約と同じです。
<b>危機管理実行費用の自己負担割合不適用特約（オプション特約）</b>	危機管理実行費用特約と同じです。	危機管理実行費用特約と同じです。	○危機管理実行費用特約では、10%の自己負担割合を適用しますが、この特約をセットすることで10%の自己負担割合を適用しません。 ○その他については、危機管理実行費用特約と同じです。	危機管理実行費用特約と同じです。
<b>サイバー攻撃対応費用特約（オプション特約）</b>	保険期間中にセキュリティ事故（注1）が発覚（注2）した場合に被保険者が負担するサイバー攻撃対応費用に対して、保険金をお支払いします。 （注1）セキュリティ事故とは、被保険者が日本国内で行うこの保険の対象業務のために所有または使用するコンピュータシステム（対象業務のために使用する私物のデバイスを含みます。）に対する不正アクセス・不正使用、DoS攻撃または悪性コードの送付をいいます。 ※保険契約者または保険証券記載の子会社がIT事業者の場合、コンピュータシステムには、保険契約者またはその子会社が保守、運営または管理する顧客のコンピュータシステムを含みません。 （注2）セキュリティ事故の発覚とは、次のいずれかをいいます。 ①セキュリティ事故の発生またはそのおそれがあることについて、次のことがなされたこと。 ア. 第三者から被保険者に対する通報または報告（ただし、公的機関、セキュリティ運用管理会社、クレジットカード会社、決済代行会社、取引先等から通報または報告があった場合など、セキュリティ事故の発生が合理的に推察できる場合に限り、） イ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットなどによる報道 ②被保険者がセキュリティ事故の発生またはそのおそれがあることを認識し、次のいずれかの対応を行ったこと。 ア. ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなどでの公表 イ. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づく公的機関に対する援助の申出 ウ. 警察署への被害届の提出	<b>○サイバー攻撃対応費用</b> ①サイバー攻撃対応コンサルティング（注1）に対して被保険者が支払う報酬で、弊社が妥当かつ必要であると認めたもの ②セキュリティ対策コンサルティング（注2）に対して被保険者が支払う報酬で、弊社が妥当かつ必要であると認めたもの （注1）サイバー攻撃対応コンサルティングとは、弊社が承認するセキュリティコンサルティング機関が、セキュリティ事故の悪影響を目的で被保険者に提供する、次のセキュリティコンサルティングをいいます。 ①セキュリティ事故の被害状況の把握 ②セキュリティ事故の証拠保全および被害拡大防止対応 ③②の結果保全された証拠の調査 （注2）セキュリティ対策コンサルティングとは、サイバー攻撃対応コンサルティング機関が、セキュリティ事故の再発を防止するためのセキュリティ対策に関するコンサルティングサービスを提供するコンサルティングサービスをいいます。	○この特約の支払限度額は、1,500万円です。 ○免責金額（自己負担額）および自己負担割合は適用しません。 ○セキュリティ事故が発覚した日からその日を含めて30日以内にサイバー攻撃対応コンサルティングが発注されることを条件とし、サイバー攻撃対応コンサルティングに着手した日からその日を含めて90日以内に発生したサイバー攻撃対応費用が補償の対象です。 ○ご通知いただいたセキュリティ事故が発覚した日より60日以内に発覚したすべてのセキュリティ事故は、ご通知いただいたセキュリティ事故と同日に発覚したものとみなします。 ○この特約の支払対象となるサイバー攻撃対応費用が、危機管理コンサルティング費用特約または危機管理実行費用特約など、この保険契約にセットされる他の特約においても支払対象となる場合は、この特約で支払われる保険金を優先してお支払いします。	主に次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険期間の開始日前に発覚したセキュリティ事故 ②財物の損壊 ③火災、煙、爆発、落雷、風、水、洪水、地震、噴火、高潮、地滑り、雷、天災その他の自然現象 ④コンピュータシステムを修復・復旧する費用、コンピュータシステムのソフトウェアのエラー・脆弱性を除去する費用等 など
<b>サイバー攻撃対応費用倍額支払特約（オプション特約）</b>	サイバー攻撃対応費用特約と同じです。	サイバー攻撃対応費用特約と同じです。	○サイバー攻撃対応費用特約の支払限度額を倍額（3,000万円）とします。 ○セキュリティ事故が発覚した日からその日を含めて30日以内にサイバー攻撃対応コンサルティングが発注されることを条件とし、サイバー攻撃対応コンサルティングに着手した日からその日を含めて180日以内に発生したサイバー攻撃対応費用が補償の対象です。 ○その他については、サイバー攻撃対応費用特約と同じです。	サイバー攻撃対応費用特約と同じです。

補償	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	支払限度額・ 免責金額（自己負担額）など ※支払限度額は、1請求・保険期間中の支払限度額です。	保険金をお支払いできない 主な場合
<p><b>企業情報漏洩特約 (オプション特約)</b></p>	<p>被保険者が日本国内で行うこの保険の対象業務に係わり所有、使用または管理する企業情報（注）を漏えいしたことにより、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が最初になされた場合に保険の対象となります。 ※この特約では、危機管理コンサルティング費用特約および危機管理実行費用特約の適用はありません (注) 企業情報とは、契約上または法的な保護の対象となる、一般に公開されていない第三者の情報（企業秘密、データ、設計、予測、記録、文書等を含み、個人情報を除きます。）をいいます。</p>	<p>○<b>損害賠償金</b> ①被保険者に対する判決に基づいて、被保険者が第三者に対して支払うべき法律上の損害賠償金 ②被保険者が第三者に対して支払うべき法律上の損害賠償金として弊社が認定した金額 ※損害賠償金の額およびその合理性が客観的に確認できる資料などの情報を被保険者にご提出いただくことが条件となります。 ○<b>争訟費用</b> 損害賠償請求に関する調査、防御、査定、和解および上訴において、被保険者が負担した合理的な報酬および費用をいいます（被保険者自身の内部諸経費および時間費用は除きます）。 また、争訟費用には、損害賠償請求に関して、代表者、役員等または従業員が証人として裁判所に出頭した場合の裁判所出頭費用を含みます。</p>	<p>○この特約の支払限度額は、ご契約者のご希望により、次のいずれかで設定します。 ①1,000万円 ②3,000万円 ③個人情報漏洩特約の支払限度額と同額 ○免責金額（自己負担額）および自己負担割合は適用しません。 ○裁判所出頭費用は、1日につき、次の金額（定額）をお支払いします。 ①代表者、役員等 50,000円 ②従業員 25,000円 (注) 裁判所出頭費用には免責金額（自己負担額）を適用しません。</p>	<p>主に次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①身体の障害 ②財物の損壊（ただし、財物の紛失または盗難に起因して生じた企業情報漏えいに対する損害賠償請求は補償の対象となります。） ③契約上加重された責任・保証（損害賠償の予定を含みます。） ④日本国外においてなされたもしくは係属している損害賠償請求、または日本国外で取得した判決に基づく損害賠償請求（特約のセットにより、一部補償の対象となります。） ⑤株主代表訴訟 ⑥保険期間の開始日前に発覚した企業情報漏えい ⑦被保険者が商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更したこと。 ⑧被保険者が労働者派遣事業を行っている場合、派遣労働者が派遣先で行った行為（特約のセットにより、一部補償の対象となります。） ⑨被保険者役員が第三者に企業情報を提供し、または企業情報の取扱いを委託したことが企業情報漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求 ⑩知的財産権の侵害（特約のセットにより、一部補償の対象となります。） ⑪被保険者の支払不能または倒産 ⑫親会社または子会社からの損害賠償請求（ただし、親会社または子会社に対して第三者からなされた損害賠償請求の求償分については、一部補償の対象となります。） ⑬回収および廃棄に伴う費用 ⑭恐喝金または法令上保険が適用できない事項 など</p>
<p><b>データ復元費用特約 (オプション特約)</b></p>	<p>保険期間中にセキュリティ事故（注1）が発覚（注2）した場合に被保険者が負担するデータ復元費用に対して、保険金をお支払いします。 (注1) サイバー攻撃対応費用特約におけるセキュリティ事故と同じです。 (注2) サイバー攻撃対応費用特約におけるセキュリティ事故の発覚と同じです。</p>	<p>○<b>データ復元費用</b> 次の目的のために被保険者が負担する費用で、弊社が妥当かつ必要であると認めたもの ①滅失、毀損、損壊または破損したデータの復元、補修、回復または再作成が可能かどうかの判断 ②滅失、毀損、損壊または破損したデータを実質的にセキュリティ事故の直前の状態に復元、再作成、補修または回復すること。 ③セキュリティ事故が発生した時点で被保険者が使用許諾されていたソフトウェアのリロードおよびカスタマイズの再実行 ただし、次の費用を除きます。 【補償の対象とならない費用】 ①恐喝金または法令上保険が適用できない費用 ②原因調査費用 ③セキュリティ事故の被害状況の把握、証拠保全または被害拡大防止対応に要する費用 ④被保険者の賃金、給付金および内部諸経費 ⑤サーバ、パソコンその他の機器の購入費用</p>	<p>○この特約の支払限度額は、1,000万円です。 ○免責金額（自己負担額）および自己負担割合は適用しません。 ○ご通知いただいたセキュリティ事故が発覚した日より60日以内に発覚したすべてのセキュリティ事故は、ご通知いただいたセキュリティ事故と同日に発覚したものとみなします。</p>	<p>主に次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険期間の開始日前に発覚したセキュリティ事故 ②財物の損壊 ③火災、煙、爆発、落雷、風、水、洪水、地震、噴火、高潮、地滑り、雹、天災その他の自然現象 など</p>
<p><b>セキュリティ賠償責任特約 (オプション特約)</b></p>	<p>セキュリティ事故（注）により、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※セキュリティ事故（注）が初年度特約開始日以降に発覚し、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が最初になされた場合に保険の対象となります。 (注) セキュリティ事故とは、被保険者が日本国内で行うこの保険の対象業務のために所有、使用または管理するコンピュータシステム（対象業務のために使用する私物のデバイスを含みます。）に対する不正アクセス・不正使用、DoS攻撃または悪性コードの送付をいいます。</p>	<p>○<b>損害賠償金</b> 被保険者に対する判決または弊社が被保険者もしくは保険契約者の同意を得て承認した和解に基づいて被保険者が第三者および被害者に対して支払うべき法律上の損害賠償金をいいます。 ○<b>争訟費用</b> 損害賠償請求に関する調査、防御、査定、和解および上訴において、被保険者が負担した合理的な報酬および費用をいいます（被保険者自身の内部諸経費および時間費用は除きます）。 また、争訟費用には、損害賠償請求に関して、代表者、役員等または従業員が証人として裁判所に出頭した場合の裁判所出頭費用を含みます。</p>	<p>○この特約の支払限度額は、個人情報漏洩特約と同じです。 ○ご契約時に設定いただく、免責金額（自己負担額）および自己負担割合（注）が適用されます。 (注) 自己負担割合とは、被保険者にご負担いただく一定の割合をいいます。 ○第三者が支出した見舞金・見舞品費用（1被害者につき500円限度）に対して被保険者が負担する損害賠償金（見舞金等の損害賠償金）に対して支払う保険金の合計額は、保険期間を通じて、次の金額を限度とし、支払限度額に加算して支払われません。 ①支払限度額が3億円未満の場合 支払限度額または5,000万円のいずれか低い額 ②支払限度額が3億円以上の場合 支払限度額の10分の2または1億円のいずれか低い額 ※この特約にて見舞金等の損害賠償金に対して支払う保険金の合計額と、個人情報漏洩特約にて見舞金等の損害賠償金に対して支払う保険金の合計額との合算額は、保険期間を通じて、上記の金額を限度とします。 ○裁判所出頭費用は、1日につき、次の金額（定額）をお支払いします。 ①代表者、役員等 50,000円 ②従業員 25,000円 (注) 裁判所出頭費用には免責金額（自己負担額）を適用しません。</p>	<p>主に次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①身体の障害 ②財物の損壊 ③契約上加重された責任・保証（損害賠償の予定を含みます。） ④人工衛星の障害 ⑤保険契約者または保険証券記載の子会社の管理下でないインフラの電氣的または機械的障害（ただし、インフラの電氣的または機械的障害によって引き起こされる、被保険者の過失による義務違反、過誤等によるセキュリティ事故に起因する損害は補償の対象となります。） ⑥日本国外においてなされたもしくは係属している損害賠償請求、または日本国外で取得した判決に基づく損害賠償請求（特約のセットにより、一部補償の対象となります。） ⑦保険期間の開始日前に発覚したセキュリティ事故 ⑧保険期間の開始日において、被保険者がセキュリティ事故の発生もしくはそのおそれの原因が既に存在していることを知っていた場合または知ることができたと合理的に推定できる場合のセキュリティ事故 ⑨火災、煙、爆発、落雷、風、水、洪水、地震、噴火、高潮、地滑り、雹、天災その他の自然現象 ⑩知的財産権の侵害（特約のセットにより、一部補償の対象となります。） ⑪金融商品取引に起因する損害賠償請求 ⑫次のいずれかの事由から生じる現金または通貨代替物の実際の金銭的価値についての損害賠償請求 ア. 被保険者からの当該現金または通貨代替物の窃取 イ. 被保険者の口座または被保険者の管理下にある口座との間での当該現金または通貨代替物の移転または滅失 ⑬株主代表訴訟 ⑭被保険者の支払不能または倒産 ⑮親会社または子会社からの損害賠償請求（ただし、親会社または子会社に対して第三者からなされた損害賠償請求の求償分については、一部補償の対象となります。） ⑯回収および廃棄に伴う費用 ⑰恐喝金または法令上保険が適用できない事項 など</p>

補償	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	支払限度額・ 免責金額（自己負担額）など ※支払限度額は、1請求・保険期間中の支払限度額です。	保険金をお支払いできない 主な場合
<p><b>特許等知的財産権特約 (オプション特約)</b></p>	<p>被保険者が日本国内で行うこの保険の対象業務に係わり、第三者に対する知的財産権侵害（注）をしたとして、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が最初になされた場合に保険の対象となります。 (注) 知的財産権侵害とは、日本の法令に基づく次の知的財産権に対する侵害、ならびに不正競争防止法に規定する周知表示混同惹起行為、著名表示冒用行為および形態模倣商品頒布行為をいいます。 ①特許権 ②実用新案権 ③商標権 ④著作権（著作者人格権および著作隣接権を含みます。） ⑤意匠権 ⑥種苗法に基づく育成者権 ⑦回路配置利用権</p>	<p>○<b>損害賠償金</b> 被保険者に対する判決、仲裁機関における仲裁判断、弊社が承認弊社が承認した認証ADR機関第三者に対して支払うべき法律利得をいいます（知的財産権を含まず）。 ※裁判外の和解（いわゆる示談）によるものは補償の対象となりません。 ○<b>争訟費用</b> 損害賠償請求に関する調査、防険者が負担した合理的な報酬内部諸経費および時間費用はまた、争訟費用には、次の費用 ①損害賠償請求に関して、裁判所に出頭した場合の裁判 ②損害賠償請求に関する防備費用</p>	<p>○この特約の支払限度額は、ご契約者のご希望により、次のいずれかで設定します。 ①1,000万円 ②3,000万円 ○免責金額（自己負担額）および自己負担割合は適用しません。 ○裁判所出頭費用は、1日につき、次の金額（定額）をお支払いします。 ①代表者、役員等 50,000円 ②従業員 25,000円 (注) 裁判所出頭費用には免責金額（自己負担額）を適用しません。</p>	<p>主に次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①身体の障害 ②財物の損壊 ③契約上加重された責任・保証（損害賠償の予定を含みます。） ④保険期間の開始日以前になされていた損害賠償請求 ⑤初年度特約開始日において、被保険者が損害賠償請求がなされることを合理的に予想できた事由に起因する損害賠償請求 ⑥日本国外の法令に基づく知的財産権の侵害 ⑦日本国外においてなされたもしくは係属している損害賠償請求、または日本国外で取得した判決に基づく損害賠償請求 ⑧株主代表訴訟 ⑨被保険者が商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更したこと。 ⑩被保険者が労働者派遣事業を行っている場合、派遣労働者が派遣先で行った行為 ⑪被保険者による使用許諾契約違反 ⑫ソフトウェアの組織内違法コピー（複製） ⑬被保険者の支払不能または倒産 ⑭親会社または子会社からの損害賠償請求（ただし、親会社または子会社に対して第三者からなされた損害賠償請求の求償分については、一部補償の対象となります。） ⑮回収および廃棄に伴う費用 ⑯恐喝金または法令上保険が適用できない事項 など</p>
<p><b>海外担保特約 (オプション特約)</b></p>	<p>この特約をセット（注）することで、保険契約者および保険証券記載の子会社が日本国外で行う業務もこの保険の対象業務とします。 ※被保険者となる子会社に、海外子会社を追加することはできません。 (注) この特約をセットした場合であっても、特許等知的財産権特約（1000万円）および特許等知的財産権特約（3000万円）には、この特約は適用されません。</p>	<p>この特約が適用される各特約と ※危機管理実行費用特約において、海外出張準備金ならびに通費および宿泊費は補償の対象となりません。</p>	<p>この特約が適用される各特約と同じです。</p>	<p>○アメリカ合衆国、カナダまたはこれらの領土においてなされた損害賠償請求、またはそこで取得した判決に基づく損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ○次の事由については、いかなる補償も提供されないものとします。 ①特定地域（注）の現地法に基づいて組織もしくは法人化された法人、または特定地域（注）に本社を置く法人 ②特定地域（注）に所在中の自然人 ③特定地域（注）においてなされた、提起されたまたは係属される請求、訴訟または手続 ④特定地域（注）に所在する有形または無形の財産（特定地域（注）に所在するコンピュータシステム、データ、デジタル資産、金銭または有価証券を含みますが、これらに限られません。）の滅失、紛失、盗難、破損、毀損、汚損、使用不能、暗号化、稼働もしくは可用性の中断または損壊 (注) 特定地域とは、次の地域をいいます。 ①ベラルーシ共和国 ②国際連合が承認したロシア連邦、またはその領土（領海を含みます。）もしくは保護領のうち、ロシア連邦が法的に支配していると国際連合が承認した地域 ○その他については、この特約が適用される各特約と同じです。</p>
<p><b>労働者派遣事業 賠償責任特約 (オプション特約)</b></p>	<p>保険契約者または保険証券記載の子会社が労働者派遣事業を行っている場合において、次の損害に対して、保険金をお支払いします。 ①派遣労働者が派遣先で個人情報を漏えいしたことまたはそのおそれがあることが発覚したことにより、被保険者が負担する危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用、ならびに被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害 ②派遣労働者が派遣先で企業情報を漏えいしたことにより、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害</p>	<p>個人情報漏洩特約、危機管理コンサルティング費用特約、危機管理実行費用特約、企業情報漏洩特約（3000万円）および企業情報漏洩特約※派遣先に対する危機管理コンサルティングについては対象外です。</p>	<p>○次の事由によって生じた損害に対しては、①および②を合算して、この特約が適用される各特約の支払限度額または5,000万円のいずれか低い額を限度としてお支払いします。 ①派遣労働者が派遣先でクレジットカード番号、口座番号等を漏えいし、それらの番号が不正に使用されたことによって生じた経済的損失に起因する損害賠償請求 ②派遣労働者が派遣先で企業情報を漏えいしたことにより起因する損害賠償請求 ○その他については、この特約が適用される各特約と同じです。</p>	<p>「被保険者が労働者派遣事業を行っている場合、派遣労働者が派遣先で行った行為」を除いて、この特約が適用される各特約と同じです。</p>